

みどり園居宅介護支援事業所

重要事項説明書

(令和 6年 4月1日 現在)

あなたに対する居宅介護支援サービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 立石会
法人所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 坂本 文秋
電話番号	0858-53-2820

2. ご利用事業所

事業所の名称	みどり園居宅介護支援事業所
事業所の所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937番地
事業所長	事業所長 遠藤 明子
電話番号	0858-53-2820
ファクシ番号	0858-53-2822

3. ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類	鳥取県知事の事業者指定		利 用 定 員	琴浦町基準 該当サービス 該当・非該当
	指定年月日	指定番号		
居 宅	通所介護	平成12年4月1日 鳥取県指令長27第115号	55人	委託事業
	介護予防・総合事業	平成29年4月1日		
	介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日 鳥取県指令第200500143890号	20人	
	短期入所生活介護	平成12年4月1日 鳥取県指令長27第115号		
	居宅介護支援事業	平成12年4月1日 鳥取県指令長27第76号		
	介護予防・総合事業居宅介護支援事	平成18年4月1日		委託事業
施 設	介護老人福祉施設	平成12年4月1日 鳥取県指令長27第115号	90人	

4. 営業日及び営業時間

(1) 営 業 毎週月曜日～金曜日(祝日及び年末年始除く)

(2) 営業時間 8:30～17:30

※ 夜間帯、祝日、休業日等は緊急連絡にて対応します。 (緊急電話) 0858-53-2820

5. 主な事業実施地域

主な事業実施地域 : 琴浦町、北栄町(旧大栄町)

6. 職員体制(主たる職員)

職 種	員 数	備 考
管理者	1(兼)	主任介護支援専門員兼介護福祉士
介護支援専門員	2	介護支援専門員

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)(10:00～19:00) 常勤で勤務	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)(10:00～19:00) 常勤で勤務	原則として 4週8休

8. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、社会福祉法人立石会が開設するみどり園居宅介護支援事業所において、居宅介護支援サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が、要介護状態等にある利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
事業運営の方針	<p>当事業所にあつては、要介護者等の心身の状況、そのおかれている環境に応じて、利用者の選定に基き適切な医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。</p> <p>また、事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者提供される居宅サービス等が特定の種類や特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。</p> <p>さらに、関係市町村、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、保健医療・福祉サービスの提供者との綿密な連携を図る。</p> <p>保険者から要介護認定の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正中立に対応して正しい調査を行う。</p> <p>事業者は、専門性を生かし質の高いケアマネジメントを行うように努める。自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に見直すことで迅速に改善を図る。</p>

9. サービスの内容と利用料金

(1) 利用料について

区 分	利 用 料
居宅介護支援費	国民健康保険連合会より給付され、利用者負担はありません。 ※ケアマネージャー1人につき、担当件数40件未満の場合 (要介護1) } 1,086単位/月 (要介護2) } (要介護3) } (要介護4) } 1,411単位/月 (要介護5) }

※初回加算 …300単位/月 新規に居宅サービス計画を算定した場合。

要介護状態区分が2段階以上変更となった場合に算定。

※その他、状態に応じた加算があり、算定要件等で判断します。

*退院・退所加算：450単位/月 医療機関等との連携促進する。

600単位/月 カンファレンス参加有無で算定。

*入院時情報連携加算：(I) 250単位/月 (入院日に情報を提供)

(II) 200単位/月 (入院日の翌日又は翌々日に情報提供)

*通院時情報連携加算：50単位/月 医療機関との連携強化。受診の同席。

*ターミナルケアマネジメント加算：400単位/月

※その他運営基準に則したサービスが提供されない場合には減算されます。

(2) その他の費用

ご利用者の都合で自宅以外の遠方への訪問等がある場合には、下記のとおり交通費をご利用者にご負担して頂きます。

* 事業実施地域を越えた地点から10kmを越えるごとに1,000円負担する。

(3) 利用の中止、サービスの変更やケアプランに位置付けた理由、居宅事業所の変更等ご利用者の都合により、居宅介護支援サービスの利用の中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。又、その事業所を選択された理由を求めることも可能ですが、場合によっては、他複数の居宅介護支援事業所の紹介をさせて頂くこともできます。当事業所までご相談下さい。

10. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

11. 緊急時の対応

ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、別途定める「緊急時対応マニュアル」により、対応を行います。又、事故が発生した場合、速やかに原因を追求して再発防止に努め、早急な対応を行います。

12. サービス担当者会議等に使用する個人情報の取得と利用の範囲

(1) 当事業所は、利用目的を明確にした上で個人情報を取得し、目的の範囲内に限り、個人情報を利用します。

(2) 使用する個人情報

認定調査票（基本調査79項目及び特記事項）、主治医意見書、要介護認定、認定結果、その他要介護認定に関わる必要最小限の情報。又は、氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他居宅介護支援に関わる必要最小限の情報等。

* 別途定める「個人情報使用に関する同意書」に記載する内容等。

13. 苦情・ハラスメントについて

事業所は自らが提供した事業、又は自らが居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応します。

当事業所 ご利用相談室	窓口担当者	事業所長	遠藤 明子
	ご利用時間	毎日	8:30~17:30
	ご利用方法	電話 面接 苦情箱	0858-53-2820 みどり園事務室 (事務室のカウンターに設置)

14. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げる通り、必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。

(2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施します。

(4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 遠藤明子
-------------	----------

(5) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

(6) 成年後見制度の利用を支援します。

(7) 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

15. 身体拘束について

(1) 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急や無負えない理由その他必要な事項を記録します。

(3) 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(4) 身体拘束の適正化のための指針を整備します。

(5) 従業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的実施します。

16. 業務継続計画（BCP）の策定について

当事業所は、感染症や災害が発生した場合には、事業継続ができるよう対策を講じています。

（1）感染症予防及び感染発生時の対応

- ・当事業所は、感染症対策指針を整備します。
- ・当事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- ・感染が蔓延している場合、サービス担当者会議は利用者・家族の同意を得て、テレビ電話装置を活用し実施します。その際は、厚労省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守します。

（2）非常災害対策

- ・当事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ・防災対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防火設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ・防火訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て従業員及び利用者・地域住民の参加が得られるよう連携し、消火通報、避難誘導を年間計画で実施します。
- ・当事業所は、大地震等の自然災害、感染症の蔓延等あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

サービスの利用にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基ついで重要な事項を説明しました。

事業者	住所	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937番地
	名称	みどり園居宅介護支援事業所
説明者	職種	介護支援専門員
	氏名	
		印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援事業についての重要事項説明を受けました。

本人	住所	
	氏名	印
(代理人)	住所	
	氏名	印